

域を行政区として存置し区長を配置すること

- (四) 部落会又は行政区として存置する部落会連合会の区域(其の他適當なる区域)に町村長の任免に係る職員(部落指導員として成るべく地元の青壯年中より適任者を抜擢登用す)を駐在せしめ部落会長の事務的負担の軽減と事務処理の迅速徹底を期すること

- (五) 部落会費の徴収に付ては町村長に於て適當なる基準を定め妄りに之が増徴を為さしめざる様留意すること

- (六) 部落会の財産所有に付ては従来所有せるものに之を認むるを原則とし競つて財産を所有する傾向は之を抑止すること

- (七) 経費及財産の管理に付ては記帳を勵行せしめ適正を期せしむる様町村長に於て常に指導監督すること

- (八) 部落に於ける各種名義の財産は此際部落会の所有たることを明確ならしむること但し部落有林野等にして部落の共同生活上又は維持管理上必要の度を超ゆるものは此際成るべく之を町村有に統一移管すること

- (九) 部落内の諸団体は之を部落会に統合し部落会に適當なる部制を設けて事務の体系を整備すること特に農事実行組合は此際総て部落会に統合すること

(例)

- 総務部 健民部 青年部  
農事部 (農事実行組合を之に統合すること)  
配給部 納税部 警防部  
婦人部

- (二) 町村長は隨時(町村常会の運用と睨み合せ)部落会長又は部長を招集して必要の指示を為し相互の連絡を緊密にして真に拳町村一体の総力態勢を確保することに力むること

(大山町「町村長會書類」(昭和十六—十八年)伊勢原市役所蔵)  
〔注〕別記省略。

### 六 非常回収物件の回収対象および範圍に關

する件通知

十八總収第一五四五号

昭和十八年八月二日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

非常回収物件及其範圍ニ関スル件

非常回収第二種実施方法ニ依ル物件中寢台ノ回収対象及範圍ニ付照會ノ向モ有之候条左記御諒知ノ上実施上遺漏無キヲ期セラレ度

記

一 寝台ノ回収対象

官庁公共団体及五台以上ヲ所有スル指定施設（ホテル病院等）

二 回収方法

代替物設置ノ状況ヲ考慮シ何レモ其全部ヲ回収スルモノトス即チ官庁公共団体ニ於テハ一台ノ場合ト雖モ回収シ指定施設ハ四台以下ヲ所有スルモノハ回収セズ五台以上ヲ所有スルモノハソノ全部ヲ回収スルモノトス

（仙石原村役場「振興書類」（昭和十八―二十年）箱根町役場蔵）

七〇 神奈川県一億敢闘総決起大会開催要項

十八下総第一五五五号

昭和十八年八月四日

仙石原村長殿

一億敢闘総決起大会開催ノ件

今般一億敢闘実践運動実施ニ関シ標記大会開催可相成候ニ就テハ左記要項ニ依リ夫々本運動関係者ヲ動員シ最モ盛大且真摯敲爾ニ実施致度候条多数参会相成様格段ノ御配意相煩度此段及通牒候也

記

一億敢闘総決起大会開催要項

一 趣旨

一億敢闘実践運動実施要項ノ趣旨ニ基キ本大会ヲ開催シ一段ト県民ノ戦場精神ヲ昂揚シ拳果生産ノ増強食糧ノ増産供出決戦生活ノ実践国民貯蓄ノ増強ニ邁起敢闘シ戦力ノ増強ヲ図リ以テ対日反攻ヲ呼号スル宿敵米英ノ徹底的撃碎ヲ期ス

二 名称 一億敢闘総決起大会

三 主催 一億敢闘実践運動神奈川県本部

四 日時場所 八月七日午后七時ヨリ小田原市本町国民学校

五 参会者 町村長 県会議員 町村会議員 翼賛会並翼壯関係者

町内会長 部落会長 各種団体関係者 其ノ他一般

六 大会次第並担当役割

一 開会ノ辞 一 国民儀礼 一 詔書奉読（小田原市長）

一 挨拶（秦理三郎） 一 講演（中村熊三 高橋長治 安藤寛）

一 誓詞 一 万歳奉唱 一 閉会ノ辞

（仙石原村役場「振興書類」（昭和十八―二十年）箱根町役場蔵）

七一 翼賛壯年団の活動に関する件通牒

十八下総発第二一八六号

昭和十八年八月十二日 足柄下地方事務所長(印)

町村長殿

空荒地解消ニ干シ翼賛壮年団ノ活動ニ干スル件

決戦下ニ於ケル国民食糧ノ絶対的確保ノ必須要請ニ即応シ今ヤ凡ユル方途ヲ講ジ主要食糧農作物並ニ雑穀ノ増産ニ銳意努メツツ有之單位面積ノ増収ニ於テハ大ナル期待ハ為シ得ザル現況ニアルヲ以テ此際空荒地(含原野牧場ノ類)等ノ解消ニ依リ一大増産ノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ之ガ事業ハ翼賛壮年団ニ於テ活発ナル運動展開ニ依リ町村内ニ於ケル右該当ノモノハ同団ノ責任ニ於テ其ノ実績ヲ収メシムルヲ最モ効果的ト思考致候ニ付テハ特急翼賛壮年団ヲシテ御計画セシメ実施相成様示達御督励相成度此段及通牒候也

追テ右計画樹立ノ上ハ左記ニ依リ其ノ都度報告方併而御指示相成度申添候

記

場所	面積	空荒地ノ別開田畑ノ別	利用方法	参加団体員数	摘要

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十八—二十年)箱根町役場蔵)

三 大政翼賛会神奈川県支部決戦生活実践促進要綱

〔表紙〕  
昭和十八年九月

決戦生活実践促進要綱 附決戦食生活方策  
冠婚葬祭其ノ他戦時様式規準

大政翼賛会神奈川県支部

決戦生活実践促進要綱

一 趣 旨

戦局の現段階は戦力の大飛躍的増強を要す而して其の実現は一日の遅延を許さず一億国民は大決心を以て生活の総てを「勝ち抜くため」の一点に凝集するの要現在より緊切なるはなし然るに一般に決戦生活として実践すべき事項は既に知り尽しあるにも拘らず其の実行は尚未だ現戦局に即応せず茲に於て吾等帝国臣民は愈々「天皇陛下の御為に」の日本魂を發揮し一億総躍起して更に自省自奮一意決戦生活に突入し以て速かに米英を撃滅する為之が促進を期せんとす

二 主 唱 大政翼賛会神奈川県支部

三 挺身実行団体

- 神奈川県翼賛壮年団 神奈川県産業報国会
- 農業報国連盟神奈川県支部 神奈川県経済協力会

海運報國團関東支部 神奈川県青少年団

大日本婦人會神奈川県支部 神奈川県勞務報國會

四 國民の心構へ

(一) 國民は総てを君國の爲に捧ぐること

常に我國体に思を致し皇室の尊嚴と皇室と國民との關係を理解し我等祖先の至誠尽忠を想起し國民は総てを君國の爲に捧げ「勝ち抜く」ことに専念すべきなり

(二) 必勝の信念を堅持すること

世界に冠たる國体を有し尊嚴無比なる皇室を奉戴し精強類なき皇軍を有し東亞共榮圈の要地を占領せる大日本帝國は如何なる大敵に対しても國民の総力を「勝ち抜くため」の一点に結集せば絶対不敗なることを銘心し不動の信念とすべし之即ち必勝の信念なり

(三) 戦局の変化に一喜一憂せざること

戦争に於ては各種の波瀾を生ずるを通常とす故に戦況の良果に樂觀するは危険なり又一時不利なる如き戦況を生じたる場合悲觀するが如きは必勝の信念を有せざる証拠なるを思ひ自ら之を恥とし苦難来らば愈々必勝の信念を堅持し之に対応の手段を講じ勇奮以て最後の勝利に向ひ邁進せざるべからず

(四) 米英思想たる自由主義利己主義私利追及主義を自らの心中より驅逐すること國民は「天皇陛下の御為」「御國の為」と云ふ

ことは充分知り乍ら苛烈なる戦局にも無關心なるが如く闇取引買溜買漁り其の他自己の利益の爲不徳の行爲をなすもの尠からざるは利己主義私利追及主義より脱却せざるものにして「勝ち抜くため」の一大障碍となりつゝあるは敵に戒めざるべからず表面國家的の言動をなしつゝ裏面私利私慾を図るものは日本人を装ひたる米英人なることを思ひ自ら愛國心を喚起し眞の日本人に立歸ると共に他は親愛と熱意とを以て之に協力するを要す

(五) 國民は進んで犠牲を払ふことに努むること

犠牲を払はずして戦争に勝たんとするは戦闘に於て戦死負傷者を出さずして敵に勝たんとするに等しく愚なる考なり戦場に於て各將兵各部隊が犠牲の平等を希ひたりとせば勝利は得られず皇軍將兵は自らの犠牲に於て他を勝たしめ各部隊は自己部隊の犠牲に於て他の部隊の戦闘を有利ならしめんとして努力しあることを忘るべからず

(六) 國民は自己の負担の多きことに不満を持たざること

國民自ら喜んで多くを負担することに努むる結果は即ち前項犠牲心の発露と相俟ちて戦力大増強の根本なることを銘心するこ

と

戦場に於ては我將兵各部隊は独立任務又は重大なる任務特に堅固なる敵陣地を攻撃する任務又は他より危険多き任務等（負担多き任務）を受くることを無上の名誉として奮闘是努め以て大戦果を挙げつゝあることに常に思を致すべし

(七) 国民皆働の精神を昂揚すること

戦力増強の為には大なる労務を必要とするは論を俟たず故に勤労を尊び一人と雖も遊休徒食を許さず

特に政府は勤労に国家性を持たしめ徴用せられたるものに対し応徴士なる称号を与へ兵役に服するものと同意義の性質なるを明かにし又之が援護に關しても軍人援護と同様の取扱をなす如く規定したり国民は現在の勤労は旧来の一会社一私人の利益の爲にあらざりて国家戦力の増強に任ずる尊き御奉公に思を致し旧来の労務者に対する觀念を一擲し勤労は国家に対する国民当然の義務なりとの觀念を堅持し挺身勤労に従事し以て戦力増強に貢献すること必要なり

特に女子に於ては男子は男子にあらざれば能はざる勤労に従事せしめ其の他は総て女子勤労に依り之を補填し以て戦力の飛躍的増強に貢献するの覚悟を要す

(六) 困苦欠乏に堪ゆること

戦局の發展に伴ひ時に困苦悲慘の状を呈し欠乏愈々加る場合に於ては益々不屈不撓の精神を以て之を克服し最後の勝利に向ひ突進せざるべからず

(九) 決戦に即応するやう心の切換を断行すること

安易と豊富とを求むる柔弱なる精神の存在を許さずこの際断然之を決戦的に切換へ国民中一名の落伍者もなく確固不動の戦場精神を以て終始すべきなり

(二) 皇軍に感謝すること

常に思ひを戦場に致し護国の英靈に感謝の誠を捧ぐると共に皇軍の勇戦奮闘に応ふことに努むべきなり

五 決戦生活具体的実践事項

決戦生活の具体的実践事項に就ては従来隣組回覧板常会徹底事項大詔奉戴日実施事項其の他運動要綱に依り一般に充分知り尽しある処なるを以て本要綱に於ては新事項及特別のものを除く外は細部に亘り之を述べず只従来の事項を総合的に列挙し各人の実践せるものに照し合せ未だ実施せざる事項を取り上げ速に全事項を実践する為に使せんとす

(一) 衣生活に就て

- (イ) 新調を見合せ已むを得ず新調するときは男子は国民服女子は標準服とすること
  - (ロ) 服装を簡素化し決戦生活に適する如く工夫すること
  - (ハ) 臍衣及古着を充分活用し且つ婦人標準服の普及に努むること
  - (ニ) 防空服装の着用徹底に努むること
  - (ホ) 空襲其の他非常災害の場合を顧慮し襟裏等に住所氏名を記入せる片布を附すること
  - (二) 食生活に就て(詳細別記の如し)
    - (イ) 極力玄米食を用ふること
    - (ロ) 混食雑穀食を用ふること
    - (ハ) 右の外雑草樹根等より採取して食糧に供し得るものを利用すること
- 右三項は国内食糧自給の為食糧増産と相俟つて実行すべき緊要事なり殊に米のみに依存するは絶対に不可なり此後の戦局の推移天変地異其の他非常災害等を顧慮せば雑穀雑草食を研究し之を常食となす覚悟と実行とを必要とす
- (三) 住生活に就て
    - (イ) 不必要なる住宅は之を戦力増強の為進んで提供すること

- (ロ) 寺院教会等の建物は可成戦力増強の為に活用すること
  - 住職並に教会主は勿論特に檀家及信徒は戦力増強の為に進んで之を提供すること
  - (ハ) 勉めて家具の新調を見合せ一般に必要ならざる家具調度を有する家庭は之を供出し新家庭に利用せしむること
  - (ニ) 家屋内の整理整頓を良くし空襲火災其の他非常の際に備ふること
  - (ホ) 電気及瓦斯其の他燃料を極力節約し戦力増強に努むること
  - (四) 其の他の事項に就て
    - (イ) 航空兵海軍兵船員に子弟を志願せしむること
    - (ロ) 軍人援護に努むること
    - (ハ) 応徴士の援護に努むること
    - (ニ) 船員の援護に努むること
    - (ホ) 貯蓄を益々増強すること
    - (ハ) 空闲地の利用
    - (ト) 冠婚葬祭等を厳粛簡素に行ふこと(詳細別記の如し)
- 本項に就ては最も必要にして且從來実行頗る困難なるに顧み次の如く其の基準を定めたるを以て各市町村に於ては基準に示す範囲内に於て各々其の地方及家庭の実状に応ずる如く研

究工夫をなし之を実施するものとす

〔別記一〕

決戦食生活方策

一 方針

決戦下緊迫せる国民食糧確保の爲め政府に於ては凡ゆる食糧増産緊急対策を講ぜられ着々として其の成果を挙げられつゝありますが一方之と平行して其の消費の面に於て規制方策を忽がせにする時は所期の目的は完全に達成されません 茲に於て此際全県民総蹶起して一大決意の下に食生活刷新を断行し速かに外米依存より脱却して食糧の国内自給不敗の態勢を整へると共に剛健なる心身を養成し以て大東亜戦を勝ち抜きませう

二 方法

イ 玄米皆食の断行

○当支部発行の「玄米食の炊き方」隣組読本を参考にすること  
 ○二三割の節米となり栄養保健上よろしく食生活簡素となり生活が安定します

〔参考〕

米の精白度による各栄養分の損失（大阪衛生試験所調）

精白度	各成分		目方	澱粉	粗蛋白	脂肪	無機物	磷酸	有効纖維
	玄米	白米							
玄米	100.0	87.0	7.9	2.3	1.6	0.84	1.3		
六分搗	82.3	84.0	6.8	1.0	1.0	0.44	0.6		
白米	60.0	85.5	6.1	0.5	0.6	0.34	0.3		
陶洗白米	66.6	86.8	5.1	0.3	0.3	0.09	0.0		
其他ノ損失	10.0	7.1	3.4	0.7	0.0	0.9	0.3		

ロ 混食混炊の実行

○甘藷馬鈴薯南瓜大根等の蔬菜類麦大豆粟稗等の雑穀の混炊混食

○間食に使用せず必ず混炊にすること

〔参考〕

○各食品百瓦中のビタミンB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>の割当

（横須賀海軍軍需部調）

食品名	ビタミンB <sub>1</sub>	ビタミンB <sub>2</sub>	食品名	ビタミンB <sub>1</sub>	ビタミンB <sub>2</sub>
玄米	三四三	四七	キャベツ	二五	一四
七分搗	一八七	一	馬鈴薯	三五	二五
白米	三五	痕跡のみ	牛肉	二五	一一二

大 麦	一七六	八三	豚 肉	六九	三四
大 豆	六〇六	九〇	鯖	七二	五〇
大 根	二〇	〇・九	鮪	一一四	三七
大 根 葉	三四	一	鰯	五〇	五六

ハ 郷土食の励行

○其土地々々に古来より伝へられたる雑穀雑草其他を利用せる

郷土食の励行

ニ 代用食の新工夫

○現在の配食量にて玄米食にすれば充分足りるのみならず剰余を生ずる筈なれど子供等多き家にては当分の間代用食を工夫して補ふこと

ホ 食用野草薬用野草等の利用

○のぜりたんばせりにら山牛蒡其他種々の野草の中に栄養価高きものあり之等を研究利用すること

ヘ 過食抑制

○日本人は元来過食の習慣ありと云はる 必要栄養分以上の過食の陋習を矯正すること

ト 完全咀嚼

○適当な食物を完全に咀嚼して其の食物の栄養を百パーセント

に摂取すること

○完全咀嚼すれば今迄の量の三分の二又は半分にて栄養価充分なりと云はる

チ 科学的調理の工夫

○計量を正確にして時間や物資の無駄を省く

○分量の予定を正確にすること

○限られたる調味料による新工夫

○食物の栄養的取混ぜ

○調理法の研究

一般に野菜類等煮過ぎる傾向あり之は其の物の栄養価を損じ味も落ち燃料にも関係します

リ 果実蔬菜の皆食励行

○果実蔬菜類は実と皮の間に栄養価ありと云はる 皮ごと食する習慣をつけること蜜柑など皮ごと食すれば一ケにて充分となる

○芋類大根等も皮ごと調理すること

果実蔬菜類の皮の部分には実の部分より四、五倍の栄養価ありと云はる

ヌ 食物貯蔵法の工夫

○乾燥蔬菜干飯等食品貯蔵につき工夫すると共に防空時の食品につき平素より研究と用意を怠らぬこと

ル 残物の利用更生

○煮物残物蔬菜類の屑等の活用

○養豚養兎養鶏等の飼料

○農作物の肥料

ヲ 皆食の実行

○汽車食堂等には未だに残飯相当量ありと云ふ食物の皆食を実行すること

ワ 共同炊事

○農村等に於て農繁期のみに限らず恒久化すること

カ 共同献立

○共同炊事的前提として都市隣組等より研究実行すること

ヨ 台所の改善

○台所を出来るだけ能率的又は衛生的に工夫すること

タ 節食の修練

○一日二食励行を試みることに健康によろしく気分爽快となり能率増進し節米となり食物の真の味と有りがたさを知る 一ヶ月一回より始め一週間一回として漸次恒久化す(但し過激勞

働者農業者等は漸減すること)

全国二食を励行すれば米二千万石以上余り国内生産米にて自給自足され一般健康も増進します

○一日断食

一ヶ月一回より始め一週間一回位随時試みること 有事の際の準備ともなり前線を偲ぶ戦場生活の真の実践となる

レ 無駄排除

食物を大切に取扱ふこと

○一世帯で一日一粒の米を無駄にすれば全国一日で二石九斗三升余(全国の世帯数約一八六七万世帯とし一升の米約六万四千粒として)一ケ年で一千六十九石余となる

○国民一人が一日三度の食事毎に一粒の御飯を茶碗に残せば九千万人として一日二億七千万粒一日四十二石余一ケ年一千万五千三百九十五石余となる

ソ 食物感謝の実践

○毎日の食物は決して自分一人の力で食膳に運ばれたものではありません 神恩皇恩父母祖先の恩其他天地人一切の量り知れざる恩報によるもので皇国に於きましては畏れ多くも 上御一人からの賜りものです

食事毎に必ず報恩感謝の誠を捧げること

食前の詞として種々ありますが曩に当支部で常会の徹底事項として取上げた左記の詞を参考にすること

箸とらば天地御代の御恵み

君と親との御恩味はへ

頂きます

〔別記一〕

冠婚葬祭其の他の戦時様式規準

一 要 旨

冠婚葬祭其の他儀礼は精神を主とし勉めて簡素厳肅ならしめ敢然

旧套を脱し決戦に即応する如く努むるものとす

二 結婚様式の改善

(1) 見 合

(イ) 見合は媒酌人の家庭若しくは之に準ずる場所を選び劇場料亭等を廃すること

(ロ) 質実簡素を旨とし高価な服装や饜応は絶対になさざること

(ハ) 相性十二支日取等の迷信に囚はれず双方合議の上健康診断

書を交換すること

(2) 結 納

(イ) 簡素に約束の儀礼として行ふ程度とすること

(ロ) 儀礼品としての指輪袴帯小袖等は之を全廃し末広熨斗に止めること

(ハ) 結納金は少額(百円以内)に止め国債を用ひ又は単に目録のみとすること

(3) 支 度

(イ) 支度は双方合意の上極力簡素にすること

(ロ) 調度衣類等は出来る限り新調を見合せること

(ハ) 必要と余裕ある場合は貯金帳国債等を持参せしめ生活準備金として新家庭の堅実化を図ること

(4) 式 服

(イ) 式服は国民服団制服婦人標準服等を用ふること

(ロ) 振袖褌袴胸模様色直しは絶対廃すること

参列者の服装も之に準じ簡素にすること

(5) 挙 式

(イ) 挙式は神社家庭又は公共の場所を主とし簡素且厳肅に行ふこと

(ロ) 挙式前国民儀礼を行ふこと

(ハ) 神社以外の場所に於て挙式の場合は氏神に報告参拝を行ふ

と共に祖先の霊への報告を行ふこと

- (二) 神社其の他の挙式料はなるべく少額に止むること(廿円以下)

(6) 披露

- (イ) 披露宴は之を廃し通信を以て披露すること  
 (ロ) 挨拶廻りは最少限度に止め金品を持参せざること

(7) 結婚 祝

- (イ) 精神を主とし近親者以外は金品を贈らぬこと  
 (ロ) 返礼は全廃すること

(8) その他

- (イ) 見合及記念写真はキャビネ型八ツ切以内とす  
 (ロ) 新婚旅行は廃止すること  
 (ハ) 婚姻届は結婚式当日作製し速に届出づること

三 其の他の祝事改善

(1) 出 産 祝

- (イ) 出産祝は精神を主とし可成物品を用ひず近親者のみに於て出来る限り貯金帳子宝貯金国債等で祝ふこと  
 (ロ) 祝の返礼は行はざること

(2) 御宮詣り

七五三には晴着の新調を全廃すること

- (3) 節句誕生祝金婚式還暦古希喜寿米寿等の祝事も時間と物資の徒費を避け簡素に行ふこと

(4) 入宮応召の歓送

精神を主とし簡素厳肅に行ふこと(別途県よりの通牒参照)<sup>(注)</sup>

四 葬祭様式の改善

- (1) 総て精神を主とし簡素厳肅に行ふこと  
 (2) 死亡通知

(イ) 親戚の外は故人と親交ありし範圍に止め其の他は葬儀終了後通知すること

(ロ) 新聞広告をなす場合は簡略を旨とし妄りに多数の名を連ね又は幾通りも掲載せざること

(3) 通 夜

(イ) 一般の通夜は九時を刻限とし酒食を全廃して御茶の程度に止むること

(ロ) 出棺の際の立振舞は全廃すること

(4) 喪 服

- (イ) 喪服は国民服団服又は制服婦人標準服等を用ふること  
 (ロ) 一般参列者は礼を失せざる程度で簡素な服装とし喪服用用

## 第2章 戦争体制の組織

を要せざること

### (5) 葬列

(1) 葬列は近親者のみとすること

(2) 列立者も可成近親者等小範囲に限ること

(3) 野辺送り自動車の使用は努めて之を制限し三台迄に止める

こと

### (6) 葬儀

(1) 葬儀の時間を励行し相互に迷惑を掛けぬ様にする

(2) 会葬者に対する物品包切手等の配布品を全廃すること

### (7) 花輪香奠其の他

(1) 花輪生花放鳥其の他供物等の寄贈は全廃すること

(2) 香奠は精神を主とし小額に止め香奠返しは廃止すること

(3) 会葬への礼状御礼廻りは全廃すること

### (8) 祭事法要

葬儀に準じて簡素を旨とし引物は全廃すること

### 五 実施方法

(1) 町村支部若しくは町内会部落会隣組に於ける実施事項の決定

並に実行申合

(2) 町村支部若しくは町内会に於ては夫々役員会を開き右基準

に基き其の地域に適應せる実施の具体的事項を決定し各常会に於て実行の申合をなす

(1) 各部落会隣組常会に於て決定事項を詳細説明し実行の申合をなさしむ

(2) 新入者に対してはその都度世話役世話人より詳細に指導す

(3) 各団体各職域への徹底

(4) 各団体各職域に於ても夫々之に協力実行せしむ

(5) 当事者に対する指導

冠婚葬祭の当事者はその都度必ず隣組長部落会長町内会長要すれば支部長に申出で実施方法の指導を受けて取行ふものとす

(6) 壮年団員 婦人会員 青年団員の協力

会員をして本運動の趣旨徹底に努め率先して改善様式の実行に

当らしむこと

(7) 貯蓄奨励

節約したる費用は冠婚葬祭節約貯蓄を行はしむる様指導す

(仙石原村役場「村常会関係書」(昭和十六―十九年)箱根町役場蔵)

[注] 通牒省略。

三 足柄上郡仙石原村常会徹底事項

十二月常会徹底事項 昭和十八年十一月廿六日 午後七時  
午後九時

一 伝達事項

一 二百七十億貯蓄総攻撃期間設定ニ関スル件

大詔渙発第三年記念日ヲ迎ヘ前線將兵ノ士氣大イニ振ヒ国民ノ必勝信念益々固ク敵米英撃滅ノ意氣日ニ昂リ国内態勢ノ強化ト共ニ物の戦力ノ画期的増強愈々要望セラル、秋国民貯蓄ノ躍進の増強亦一層切実ノモノアリ

本年度上半期ノ貯蓄成績概ネ順調ニ進展シアルモ戦局ノ苛烈サハ二百七十億貯蓄ノ急速ナル達成ヲ期スベキ緊迫セル情勢ニアルヲ以テ今般「二百七十億貯蓄総攻撃」期間ヲ設定県民総蹶起「応召」ノ氣魄ヲ以テ只管勤勞ニ励ミ消費ノ節約ヲ断行シ誓ツテ貯蓄ノ増強ヲ期セザル可ラズ依ツテ本村ニ於テハ左ノ実施方策ニ依リ実施シ極力コレガ突破ニ努ムルモノトス

運動ノ名称 二百七十億貯蓄総攻撃期間

運動期間 自昭和十八年十二月一日 至昭和十八年十二月卅一日

運動期間中ノ増加目標額 六十億（本県三億円）

運動方法 各組ニ於テ国債貯金ヲ必ラズ励行シ貯蓄目標突破ニ一

段ノ努力ヲスルコト

戦時生活ノ実践 応召ノ氣概ヲ以テ衣食住ノ簡素化ヲ図ルコト

年末年始ノ贈答廃止

遊興宴会遊山等ノ自粛

二 十八年度産米供出ニ関スル件

聖戦ヲ勝チ抜ク為ニハ国民ノ総力ヲ拵ゲテ戦力増強ト果敢ナ実践ニ依ラナケレバナラス殊ニ食糧ノ確保ハ最モ緊要ナ事デ戦力増強ノ根本デアル而シテ此ノ食糧ヲ生産シ供給スル者ハ農家デアツテ之レガ完遂ハ農家ノ責任デアリ最大ノ義務デ農家ニ課セラレタ使命デアルカラ国家ニ御奉公スル唯一ノ臣道実践デアルカラ喜ンデ可成沢山供出スルコト此レガ為ニハ白米食ヲ絶対ニ禁止スルコト

三 麦ノ増産ニ関スル件

前項ト同様国内ノ生産食糧ニ依ツテ自給出来ル様ニ麦ノ増産ニ専心ノ注意ヲ払ヒ殊ニ冬期ノ耕作ヲ怠ラヌ様セラレタシ

四 日本赤十字社員増募ニ関スル件

聖戦完遂決戦下ニ於テ赤十字社ノ活動ハ実ニ目ザマシキモノアリ本県ニ於テモ数次ニ涉リ救護班ヲ派遣シ重大任務ヲ遂行シ好成绩ヲ挙ゲツ、アリ此レガ為メニハ多額ノ経費ヲ要スルコト論ヲ俟タザル所ニシテ全県下ニ社員増募割当テヲナシ必ラズ一戸一人当リ

## 第2章 戦争体制の組織

加入スルコト、ナリタルヲ以テ進シテ社員ニ入社セラレンコトヲ望

ム

### 二 協議懇談申合事項

一 常会出席督励並ニ書類整備ノ件

出席簿及常会記録會計簿等ノ整理ヲ完全ニシ殊ニ常会出席ヲ

督励シ戦時下ニ於ケル国家中心意識ヲ深メ決戦生活ノ心構ヲ

復読実践シ益々戦力ヲ増強セントス

〔欄外注記〕一 配給券ハ現品到着ノ後出スコト

砂糖 塩 期間ヲ可成余裕アル如クスルコト

一 醬油 味噌 (需用家ノ要求スル程ナシ)

### 三 特別申合事項

十二月 師走 報恩感謝致しませう

報徳訓 『年々歳々報徳ヲ忘ルベカラズ』

大東亜戦争第二周年ヲ迎フルノ時ニ当リ戦局ハ益々凄惨苛烈ヲ極メ

第一次乃至第五次ブーゲンビル島沖航空戦ニ於テ赫々タル戦果ヲ

収メ敵米英ノ出血ハ殆ト略血的消耗戦ニシテ如何ニ豊富ナル物の

資源モ無限ノ補充ハ不可能ナリ我等ハ皇軍將兵ノ勇戦奮闘ニ感謝

スルト共ニ皇恩神徳ニ報シナケレバナラヌ年々歳々徳ニ報イルヲ

忘レテハイケナイ特ニ本年ノ如キハ一層感謝ノ念ヲ昂メテ戦力ノ

増強ニ努メマセウ

四 閉会ノ辞 一同起立 敬礼

(仙石原村役場「村常会関係書類」(昭和十六—十九年)箱根町役場蔵)

### 志 町内会部落会等の機構整備 指導に關す

る件通牒

二十下総第一八四号

昭和二十年三月二十三日

足柄地方事務所長

各町村長殿

町内会部落会等ノ指導ニ関スル件

町内会部落会等ノ整備及運営ノ指導ニ関シテハ屢次ノ訓令通牒ニ依

リ夫々御措置相成居候処戦局ハ真ニ熾烈ニシテ將ニ危急ノ秋戦局ノ

要請ニ即応シテ町内会部落会等ノ指導ヲ強化シ隣保自治ノ本義ニ基

キ愈々結束ヲ固クシテ挙国戦争即生活ノ態勢ヲ確立シ以テ国民ノ全

生活ヲ挙ゲテ戦力増強ト皇土防衛トニ寄与セシムルハ真ニ喫緊ノ要

務ナリト被存此ノ際特ニ左ノ諸点ニ御留意ノ上真ニ非常ノ熱意ヲ以

テ速ニ之ガ機構ノ整備及運営ノ指導ニ付格段ノ御努力相成度

記

一 機構ノ整備ニ関スル事項

(1) 町内会部落会等ノ役員員ニ付適任者ノ選任ニ一層ノ努力ヲ致

スト共ニ之ガ指導ヲ強化シ苟モ其ノ地位ヲ濫用スル不正不当ノ所為ナカラシムルコト

役員ニシテ若シ不適当ナリト認メラル、者アルトキハ実情ニ応ジ適宜措置ニ依リ之ガ更迭ヲ期セシムルコト

(2) 市区町村ニ於テ直接町内会部落会等ノ指導ノ任ニ当ル職員ノ人選ニ付特段ノ意ヲ用ヒ指導力ニ富メル熱意アル人物ヲ起用シテ其ノ陣容強化ヲ期シ之ガ指導ヲシテ単ナル形式ノ事務ニ墮スルガ如キコトナカラシムルコト

(3) 町村ノ職員ヲシテ地区別ニ町内会部落会等ノ分担ヲ定メ責任ヲ以テ之ガ指導並ニ市区役所町村役場ト町内会部落会トノ連絡ニ当ラシムル等ノコトヲモ考慮スルコト

二 常会運営其ノ他ニ関スル事項

(1) 常会ノ運営ハ形式ニ流レズ実践的ナルコトヲ旨トシ各種国策ノ渗透徹底ニ付一段ノ工夫ヲ致スト共ニ国民ノ憤激ヲ熾烈ナラシメ国策ノ遂行ニ対スル部民ノ自発的協力ノ風ヲ盛ナラシムル如ク指導スルコト

(2) 町内会部落会等ノ指導ニ当リテハ其ノ国民ノ道德的鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タル点ニモ深く留意シ之ヲシテ単ナル行政補助ノ下部組織ニ墮スルガ如キコトナカラシムルコト

(3) 非常事態ニ際シテノ防空防火救護等ノ諸活動及増産供出等ニ付隣保相扶ノ団結ニ依リ総力ノ發揮ニ遺憾ナキ対策ヲ樹立実施セシムルコト

(4) 町内会部落会等ノ指導ニ対シテハ大政翼賛会ニ於テ設置セル指導委員トノ連繫ヲ密ニシ之ガ指導ノ一元化重点化ヲ徹底スルコト

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十八—二十年)箱根町役場蔵)

三 常会指導員選定に関する件通牒

二十下総発第四四四号

昭和廿年四月廿八日 足柄下地方事務所長三橋甚蔵(印)

仙石原村長殿

常会指導員選定ニ関スル件

有史以來世界戦史ニ見ル長期戦ノ勝敗ハ四年目ノ危機ヲ切り抜ケ得タル国ニ勝利ノ栄冠アリ之ニ躓ケル国ハ悲シムベキ運命ヲ辿ルノガ常ナリ

今ヤ我が国ハ大東亞戦争四年目ノ危機ニ直面シ又四年目ノ神機ヲ得テ居ルノ時ナル故特ニ国民ノ士氣ヲ昂揚シ最後迄頑張ルノ氣魄ヲ養フコト極メテ緊要ナリ而シテ之レガ指導教化ハ各種常会ノ運営強化

ニ俟ツコト甚ダ多シ然ルニ近來稍モスレバ常会ニ弛緩ノ風アルハ洵ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ各町村ニ於テハ各種常会ノ指導ニ重点ヲ置キ左記要項ニ依リ常会指導員ヲ選定シ強力ナル精神教化ヲ実践セラレ聖戦完遂ノ目的ヲ達セラル、様特段ノ御努力相成度尚選定セラレタル人名ヲ左記様式ニ依リ來ル五月十日迄ニ御報告相成度此段及通知候也

記

常会指導員選定要項

- 一 選定人員 一町村 五名乃至十名
- 二 選任範圍 役場吏員學校職員町村参与町村會議員大政翼賛會役員各種団体長其他有識者中ノ熱意アル実践者タルコト
- 三 指導要領 毎月町内部落隣組婦人常会等ノ日割表ヲ作成シ指導者出場計画ヲ樹立スルコト

様式

住 所	常会指導者人名報告書	何町村
生年月日	職 名	略 歴
職 名	役職名	指導者氏名

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十八—二十年)箱根町役場蔵)

其 アメリカなど交戦国の文書図画等届出制

周知徹底の件通知

相発第九九号

昭和二十年四月五日

相模原町長(印)

各出張所長殿

敵ノ文書図画等ノ届出等ニ関スル省令制定周知徹底方ノ件  
標記ノ件警察署長ヨリ通知有之次第第二付管内一般ニ周知徹底方御取  
計相成度

敵ハ客月十六十七ノ兩日艦載機ニヨル本土爆撃ヲ敢行シ其ノ際当管  
下ニモ多数ノ宣伝ビラヲ撒布シ更ニ最近大阪府下工場地域ニ約二十  
万枚ノ宣伝ビラヲ撒布セル等銃後ノ思想謀略ハ執拗ヲ極メツツアリ  
之ニヨリ一部ニ於テハ既ニ之等宣伝ビラ撒布ニ関スル流言行ハレ居  
ル狀況ニ鑑ミ此ノ際左記回覧板要領ニヨリ至急町内各隣組ニ回覧セ  
シメ省令ノ周知徹底並之ニ対スル部民ノ自発的協力的氣運ヲ喚起シ  
敵ノ思想謀略ヲ封殺セラルル様御取計相成度此段及依頼候也  
尚回覧板要領記載ノ冒頭ニ当局ヨリノ依頼ニ基キタルモノナル旨附  
記相成度

(左記)

回覧板要領

昨秋以来敵機ノ本土空襲ハ漸次熾烈ヲ加ヘテ参リ之ニ伴ヒ敵側ハ予期セル如ク各地ニ多数ノ宣伝ビラヲ撒布スルニ至ツタノデア

ル 従来当局トシテハ指導ニヨリ之ニ宣伝ビラ等ノ提出ヲ求メ今日迄県

民ノ理解アル協力ニヨリ極メテ良好ナル成績ヲ収メツツアルガ今後

敵ノ策動ハ執拗且ツ巧妙ヲ極ムルモノト予想セラレ度重ナルト遂ニ

ハ届出等モ怠リ勝ニナリ敵側ヨリ付込マレル隙ヲ招来スル虞ガアル

ノデ今回規則ヲ定メ届出又ハ提出義務ヲ明確ニシ県民ノ協力ヲ求メ

ル次第デア

ルガ左記了知ノ上敵側ノ謀略宣伝ヲ破摧シ以テ防諜ニ協力願ヒマス

神奈川県警察部

上溝警察署

二 (4) 右ノ文書図画トハ

宣伝謀略用ビラ偽造衣料切符等ノミナラズ不用意又ハ墜落ノ際ニ落下セル参考図書ノコトデア

ル (ロ) 其ノ他ノ物件トハ

謀略用偽造紙幣万年筆菓子等ノコトデア

以上

(麻溝出張所「時局関係綴」(昭和二十年)相模原市立図書館蔵)

七 空襲時における情報放送の周知に関する

件通知

相収第四六八号

昭和二十年四月十一日

相模原町長(印)

各出張所長殿

一 敵ノ文書図画等ノ届出等ニ関スル件

(昭和二十年三月十日内務省令第六号)

敵ノ撒布又ハ送付シタル文書図画其ノ他ノ物件ヲ発見シ又ハ拾得

若ハ收受シタル者ハ速ニ之ヲ警察官吏ニ届出デ又ハ差出スベシ

故ナク前項ノ届出又ハ差出ヲ怠リタル者ハ三ヶ月以下ノ徴役若ハ

拘留又ハ百円以下ノ罰金若ハ科料ニ処ス

敵襲時ニ於ケル情報放送ノ周知ニ関スル件

敵襲時ニ於ケルラジオニ依ル情報放送ヲラジオ聴取者以外ノ者ニ周知セシムルコトハ最近ノ警報発令方法ニ鑑ミ且亦真空管不足ニ依

ラジオ聴取可能者ノ減少傾向ニ鑑ミ特ニ必要アリト認めラル、ヲ以

テ至急左記ニ例示セルガ如キ措置ヲ講ゼラル、様一般ヘ周知方遺

憾ナキ様御配慮相成度

追テ本件省管及私営交通機関ノ停車場ニ於ケル周知方ニ関シテハ  
運輸通信省ヨリ別途手配済ニ付御シ知相成度

記

一 普通地域ニ於ケルモノ

隣組等ニ於テラジオノ設置ナキ家庭ニモ情報放送ヲ聴取シ得ルヤ  
ウ敵襲時ニ組内適当ノラジオヲ高声ニ戸外ニ向ケ掛ケシムルコト  
右ニテモ定ラザル時ハ適当ナル担当者(防火群長隣組長等ニシテ  
家庭ニラジオヲ有スルモノノ如キ)ヲ定メ置キ情報放送ノ都度巡  
回又ハ拡声器若ハメガホン等適当ナル方法ニ依リラジオ施設ナキ  
組員ニ周知セシムルコト

二 公衆ノ集合スル場所ニ於ケルモノ

公衆ノ集合スル場所(劇場映画館公集堂大商店等)ニ於テハ其ノ  
管理者ヲシテ拡声器ニ依リ(拡声器ナキ場合ハ適当ノ方法ニ依リ)  
情報放送ヲ直ニ集合者ニ伝達セシムルコト

三 交通者ノ多キ街路ニ於ケルモノ

市町村又ハ警防団等ヲシテ遊休ノ拡声器其ノ他ノ資材ヲ活用シテ  
拡声器ヲ施設セシメ又ハ沿道ノラジオ所有者ヲシテ其ノ設備ノ許  
ス限り成ルベク高声ニ街路ニ向ヒラジオヲ掛ケムシムルコト等ニ  
依リ通行者ガ情報ヲ聴取シ得ルヤウ凶ルコト

之ガ為拡声器ノ蒐集ニ付速ニ適当ナル措置ヲ講ズルコト  
四 一般ニ対スルモノ

既ノ計画ノラジオ班ヲ活用スル外警察署及警防団等ハ前項ノ拡声  
器其ノ他メガホン等ヲ利用シ情報放送ヲ必要地域ニ伝達スルコト  
追テ二、三、四ハ既ニ各警察署ニ於テ実施中ノモノニツキ為念  
(麻溝出張所「時局関係綴」(昭和二十年)相模原市立図書館蔵)

六 撃墜敵機 搭乗員に対する地方官民の措

置に関する件通牒

相取第三六七号

昭和二十年四月十一日

相模原町長(印)

各出張所長殿

撃墜(不時着)敵機及搭乗員ニ対スル地方官民ノ措置ニ関スル  
件

敵空襲ノ激化スルニ伴ヒ今後彼我飛行機ノ墜落及搭乗員ノ落下傘ニ  
ヨル降下等ノ事案激増スベキニ鑑ミ曩ニ警察署長ヨリ関係機関ニ対  
シ之ガ措置ニ関シ指導ノ徹底ヲ図リツ、アル処ナルモノ一部ニ於テ其  
ノ徹底不十分ニシテ敵味方ヲ誤認シ之ガ措置ヲ誤リタル等ノ事案発  
生セル場合アルヲ以テ今般本省ヨリ通牒ノ次第モ有之警備機関ノミ

ナラズ隣組一般ニモ其ノ措置ニ関シ回覧板常会等ヲ通シ周知徹底セシムル様致度ニ付テハ左記文案ニヨリ御措置相成度此段及通牒候也

記

回覧文案

空襲が激化するに伴ひ激撃戦の結果友軍又は敵の飛行機墜落不時着及び搭乗員の落下傘による降下等があると思はれますが此等を見たら直ぐ最寄憲兵隊又は警察官警防団に届出をすと共に左の事柄に御留意して下さい

一 飛行機の墜落又は不時着を見たら友軍機の場合は出来得る限り火災の消防乗員の救出に努め敵機の場合は爆弾等により危険の場合もあるから近寄らないこと

二 落下傘により降下した搭乗員は飛行服装の為敵味方の区別が判り難く負傷又は気絶状態のことが多いので昂奮せずよく注意して友軍の勇士ならば速く救護し不幸にして戦死されて居たら鄭重に取扱ひ軍隊から引取に見える迄適當の場所に安置すること

三 落下傘により敵兵が降下した時は大勢で取り囲み又は武器等で嚇かして捕へ若し逃走又抵抗の気配を示して危険のときは力を合せて之を捕獲すること

四 捕獲した敵兵は軍で有利な情報をとる必要があるので捕へた以

上は昂奮して私刑的行為を加へたりせず届出により引取に来る迄監視し機体部品特物等が落ちてみたら隠さず届け出ること

五 此等の事柄に就いては防諜上口外を慎み流言を散らす様なことを絶対に防ぐこと

(麻溝出張所「時局関係綴」(昭和二十年)相模原市立図書館蔵)

第二編  
昭和  
戦後  
(一)



# 第一章 政治改革

## 第一節 敗戦と県民 地域

### 五 横須賀終戦連絡委員会業務報告(一—二)

(一)

横須賀終戦連絡委員会業務報告(昭和二十年九月上旬半期)

#### 第一 準備期間

東久邇内閣総理大臣宮殿下ハ昭和二十年八月末横須賀ニ入港及上陸予定ノ聯合國軍ニ対シテ撤退地域ニ於ケル諸情報ヲ提供シ進駐準備ヲ容易ナラシムルト共ニ其ノ要求スル進駐ニ応ズル基地ノ整備及宿舍並ニ給養等ノ統制斡旋ト之ニ伴フ案内接待等ニ関スル事務ヲ処理スル為八月二十四日附ヲ以テ横須賀鎮守府司令長官戸塚海軍中将ニ令旨ヲ賜ヒ各地ニ之ガ連絡委員会ヲ設置シ二十五日ヨリ業務ヲ開始スベキ旨命ジ給ヘリ依テ戸塚中将ハ二十四日海軍側委員ヲ招集スルト共ニ外務省外各省ニ対シ委員ノ派遣方要望シ越シタルニ付本省ヨリハ太田(三郎)書記官西山(昭)事務官及長谷川(孝昭)属ヲ帶同シテ横須賀ニ出張シ本委員会ノ創設ニ参画セリ

八月二十七日戸塚委員長ハ前日来東京湾口ニ停留中ノ聯合國軍艦ニ

連絡ノ為幕僚高崎参謀(別ニ通訳将校一名)ヲ派遣セルガ全日夕刻全参謀聯合國側要求事項(文書ニ依ル)ヲ持参シテ帰還シ右回答ハ翌二十八日十三時三十分迄英文ヲ以テ為スベキ旨伝ヘタルニ付委員会ハ小村参謀長以下総員徹宵之ガ翻訳ト準備ニ忙殺セラレタリ本要求要旨左ノ如シ

一 日本軍隊ハ九月二日十八時迄ニ最小限度ノ必要人員ヲ残シテ返子金沢ヲ結ブ線外ニ撤退スベキコト

二 軍事施設ハ迅速ニ指定通整頓シ引渡準備ヲ完了スベキコト

三 通訳及案内人ヲ指定ノ員数及位置ニ配備シ置クコト

八月二十八日十三時三十分川畑参謀副長竹宮少尉(通訳)ヲ帶同シテ聯合國艦隊ニ赴キ米國側ニ対シ前日ノ回答文ヲ手交セリ

全日夕刻川畑参謀副長ハ若干ノ注意書ヲ受領シテ帰來セルガ其ノ要旨左ノ如シ

一 聯合國海軍ハ曩ニ提示セル約束ニ随ヒ八月三十日横須賀地区ニ上陸ヲ開始ス其ノ際路上ニ群集又ハ車輛ノ通行往來ヲ禁止ス

二 聯合國空軍ハ上陸ニ先立ツ二十四時間内ニ飛行機上ヨリ消毒薬ヲ撒布スベク右ハ蚊其ノ他虫類ノ撲滅ニ有効ナルモノニシテ撒布機ハ白煙ノ如キモノヲ曳クベキモ市民警怖スルニ及バズ

八月二十九日当鎮守府司令部ハ聯合軍側ノ要求ニ基キ三笠會館ニ移

転シ連絡委員会事務所モ同様右ニ移転セリ

尚全日本省派遣ノ通訳三十名(全員東京都中學校教員)來着セルヲ以テ幕僚會議ヲ開催シ各省派遣員ト協議ノ上之方配置ヲ定メ所要事項ニ付最後の打合せヲ為シ米軍上陸ニ対スル一切ノ準備ヲ完了セリ

因ニ本省派遣員ハ太田書記官速日帰京シ西山事務官及長谷川(官補書記生)ノ二名ニテ当面ノ事務ヲ処理シ居リタル処其ノ後古沢官補書記生岡本中島兩囑託及女子「タイピスト」数名ヲ追加シ八月二十九日日本官閣副領事ヲ帯同シテ來援シ鎮守府幹部トモ協議ノ上三十日ノ上陸ニ備ヘタルガ事態ノ推移ニ随ヒ爾來引続キ当地ニ滞在連絡並ニ事務ノ処理ヲ統轄シ居ル次第ナリ

## 第二 米軍上陸初期ニ於ケル動向

九月三十日午前十時「ハルゼー」米國第三艦隊司令長官代理「バツヂャー」少將ハ海軍棧橋ヨリ上陸シ全棧橋上ニ於テ戸塚横須賀鎮守府司令長官ヨリ引渡書ノ転達ヲ受ケタリ

終ツテ午前十時半米國海兵隊ノ一部ハ完璧ノ戦時武裝ヲ以テ棧橋ヨリ上陸ヲ開始シタルガ先鋒隊ノ一部(十数名)ハ機関銃小銃等ヲ擬シツ、三笠會館内司令部事務室ニ侵入シ來リ將校二三名ニテ保管武器ノ存否ヲ確カメ案内役タル横鎮幕僚島山參謀中佐ノ説明ニテ納得シ司令部玄關ニ兵数名ヲ殘シテ退室セルガ孰レモ興奮奮張ノ面持ナ

リシモ我方ノ態度極メテ平靜ニシテ何等興奮ノ色ナク紳士的応待振リニ米國將兵モ漸ク安堵セルモノノ如シ

他方市内ニ於テハ米國側ヨリ「上陸開始後占領指定地区附近ノ路上ニ動クモノハ人畜ノ如何ヲ問ハズ総テ飛行機ヨリ掃射スベキ」旨ノ予告アリタル為全日ハ早朝ヨリ市民ノ往來影ヲ潜メ上陸米軍ハ横須賀駅前ヨリ警備隊本部前ニ到ル鋪裝道路占領地区ヲ限界トシテ之ヲ占拠シ十數間毎ニ步哨ヲ立テテ監視ヲ行ヘルガ占領地区内外共至ツテ平靜ニシテ一発ノ発砲事件モナク極メテ平和裡ニ進駐ヲ了シタリ然ルニ米軍上陸後六時間以内ニ米兵ニ依ル強姦既遂三件全未遂一件及腕時計金錢巡查ノ帶劍小銃等ノ掠奪事件アリテ人心ノ動揺蔽ヒ難キモノアリシガ鎮守府幕僚ヲ中心ニ外務内務兩省委員憲兵隊警察側代表ト協議ノ上上陸軍指揮官「バツヂャー」少將宛公文ヲ以テ右取締及処分方ヲ申入ルルコトニ決定シ一括之ヲ米側ニ提示セリ上陸米兵ノ動靜ヨリ察スルニ当地区上陸米兵ハ太平洋上歴戦ノ海兵隊ニシテ当初心身共ニ疲労シ居リ気分荒ビ感情ヲ自制スルコト困難ニシテ酒色ヲ追求シ戦利品又ハ「スーヴェニア」トシテ入手シ得ル物品ハ手当リ次第掠奪セントスル傾向ヲ有シ居リタルガ米軍指揮官ノ威令ノ浸透ト統制力ニ依リ日ヲ逐フテ平靜ニ復シ治安ハ日々ニ好転シ民心モ次第ニ安定スルヲ得タリ

第三 連絡会議（連絡委員会報）

曩ニ聯合軍ノ進駐ニ伴ヒ総理大臣宮殿下ノ令旨ニ基キ当地ニ戸塚鎮守府司令長官ヲ委員長トスル連絡委員会ヲ設置シタル次第ナルガ其ノ機構モ横鎮幕僚ヲ主体トシテ外務内務陸軍大藏農商運輸及通信ノ各省派遣員ヲ配合シ当初之ヲ総務部対外部及対内部ノ三部ニ大別シテ当面ノ事務処理ヲ計リ来リタル処其ノ後右ヲ総務部会連絡部会及処理部会ノ三部会組織トシ各部会ニ幹事長一名幹事二名委員及委員附若干名ヲ置カントセルモ終戦事務ノ処理上不便多ク仍テ本官ノ提案ニ基キ之ヲ総務部会軍事部会及民事部会ノ三部会ニ変更シ（別添付録一参照）一般軍事問題ハ川畑參謀副長ヲ幹事長トシ陸海軍關係官ノミヲ以テ組織セル軍事部会ニ於テ又民事全般ハ本官ヲ幹事長トスル民事部会ニ於テ夫々処理スルコトセリ 尚本委員会ハ終戦事務處理上直接關係ヲ有スル横須賀市役所全警察署全駅及郵便局警備隊電気通信工事局稅務所興信銀行支店三浦地方事務所東亞交通公社等ノ幹部ニ夫々事務ヲ委嘱シ（付録二参照）而テ連日午後四時ヨリ三笠會館内事務室ニ會合シテ各方面ノ情報及意見ノ交換ヲ為シ事件ノ處理方針ヲ決定シツ、アル次第ナリ（以下略）

〔注一、二〕別添省略。

(二)

終戦連絡横須賀事務局業務報告（昭和二十年十月）

第一 終戦連絡地方事務局ノ開設

昭和二十年十月一日勅令第五〇号ヲ以テ終戦連絡事務局官制改正公布セラレテ十月十日右官制第二条ニ基キ外務省告示第五号ヲ以テ横須賀市ニ終戦連絡地方事務局開設セラレ「終戦連絡横須賀事務局」ト呼称セララルコト、ナリ本官之ガ事務局長ニ任命セラレタル次第ナル処爾來横須賀終戦連絡委員会ハ横須賀鎮守府司令長官ヲ以テ委員長ニ充テラレ居タルガ其ノ實質ハ漸次海軍側ヨリ各省委員ニ事務ノ担当ヲ移讓セラレツ、アリシ次第ニシテ十月二十日戸塚中將連絡委員会委員長ヲ辞任シ右ニ伴ヒ鎮守府幕僚並ニ關係官一同久里浜旧通信学校ニ移転シ海軍側ヨリ川畑參謀副長（少將）泉大佐久馬及藤田（主計）中佐並ニ山内主計大尉ノ五名他ニ陸軍側ヨリ塚田大佐當事務局ニ残留スルコト、ナリ右ニ運輸省ヨリ吉武書記官及黒田事務官ノ來任（連絡官トシテ）ヲ得テ茲ニ新タナル発足ヲ見ルニ到リタル次第ナリ 依テ本官ハ十月二十五日公文ヲ以テ左記關係當局者ニ対シ前記地方事務局ノ開設ト本官事務局局長就任ノ旨ヲ通告スルト共ニ委員会規程ノ先例ニ慣ヒ當事務局ノ事務ヲ委嘱セリ

記

横須賀市助役

加藤木 保次



第1章 政治改革

当地方ニ於テモ種々煩雜ナル事件ノ發生ヲ見居ル次第ナル処其ノ主  
タルモノヲ列挙スレバ

- (一) 労務省ノ出動員數ノ不足
- (二) 労務者ノ怠慢及窃盜行為
- (三) 継続事業ニ関スル労務者ノ「顔触」ノ変更
- (四) 雨天其ノ他荒天日ニ於ケル出勤率ノ激減
- (五) 労務者ノ賃銀ノ支払問題
- (六) 少年及老年者ノ労務従事

右(一)及(二)ニ関シテハ九月中旬以來米側指揮官ヨリ本官並ニ警察署長  
ニ対シ其ノ都度不満ヲ表明シ我方ノ善処方ヲ強要セルガ十月一日  
「ケツシング」代將山本警察署長ヲ招致シ(イ)労務者ガ常ニ米側要求數  
ニ満たザルコト及(ロ)「セイムメン・セイムジョツプス」(Same men S  
ame jobs)ノ主旨ヲ徹底セシムベキコトヲ命ジ右解決不可能ナルニ  
於テハ斷固タル措置ヲ執ルベキ旨言明セリ 警察当局トシテハ之ガ  
対策トシテ労務者ノ斡旋及統制ハ勤勞動員署ニ於テ之ヲ担当アリ度  
キ旨希望シ又労務者ノ監督ノ設置等ヲ考慮セルモ結局勞務請負業者  
ノ責任ニ於テ之ガ解決ヲ計ルコトニ決定シ勞務者ノ怠慢ニ対スル警  
察ノ取締ヲ強化セシメ其ノ後事態ハ漸ク好転シ偶々十月四日荒天ニ  
於ケル火藥投棄作業中海上ニ於テ爆發事故發生シ四十四名ノ遭難者

ヲ出ダシ(死者及行衛不明三十五名重軽傷九名) 内本省臨時囑託通  
訳二名ハ重傷ヲ負ヒ九死ニ一生ヲ得タル次第ニシテ米側ニ於テモ右  
犠牲者ニ対シ深甚ナル同情ヲ表明シ委員会ニ於テモ勞働者災害扶助  
法ノ適用方ニ付研究スルコト、セルガ九月下旬以來荒天屢々ニシテ  
労務者ノ出席數ノ激減ヲ見タルモ米側ニ於テハ寧口雨衣ノ提供ヲ考  
慮スル等同情的態度ヲ示シ来タレリ 然ルニ他面勞銀ノ高騰ト需要  
ノ増大ニ伴ヒ勞務者中ニ少年乃至老年者ヲ交フル傾向著シク十月二  
十七日「ケツシング」代將本官ヲ招致シ(イ)労務者ノ供給ヲ尚一層充  
分ナラシムルコト及(ロ)老人及少年ノ使用禁止方ヲ要求セルガ翌二十  
八日米軍司令部構内清掃者中ニ數名ノ少年ヲ含ミ居ルヲ発見セラレ  
「ケツシング」ハ再ビ本官及警察署長並ニ業者側責任者ヲ招致シ現  
場ヲ指摘シテ最後の考慮ヲ促シ前記二項(イ)及(ロ)ノ嚴守方ヲ命令  
セルヲ以テ爾後警察側ヲシテ米司令部前其ノ他勞務者集會地点二三  
名ノ警官ヲ配置シテ出勤勞務者ノ減員ト老少年ノ参加ヲ防止セシム  
ルコト、セリ 次ニ米側ニ於テハ勞務者(就中熟練勞務者)ノ賃銀  
支払ニ付キ大ナル関心ヲ抱キ勞務監督士官中個別的ニ事務局ニ問合  
セヲ為シ来タル者アリタルガ他方米軍司令部内勞務係官ニ於テ佐藤  
連絡官ト之ガ支払方法ニ関シ種々協議ヲ重ねタル結果十月十七日米  
軍基地指揮官 (Captain of the Yard) エリッ塚中將並ニ本官ノ宛

テ左記趣旨ノ指令ヲ送達シ越セリ(附録一参照)既チ(注二)

一九四五年十月十五日佐藤領事戸塚中將及米國陸海軍士官協議ノ結果熟練労働者ノ各組ノ代表ハ姓名住所及支払ヲ受ケザル労働時間ヲ纏メタル名簿ヲ日本政府当局ニ差出シ各組ノ米國監督官ハ本名簿ニ署名シ当該労働者ノ日本海軍関係者ナル場合ハ十月十八日迄ニ之ヲ戸塚中將ニ又一般市民ナル場合ハ之ヲ日本政府連絡事務局(高岡參事官宛)ニ提出シ十月二十日午後四時ヨリ五時迄ノ間ニ右名簿ニ基キ三笠會館内連絡事務局及海軍事務所ニ於テ賃銀ノ支払ヲ行ハルベク尚ホ自今毎土曜日同時刻本件支払ハ規則正シク為サルベキコト

右ニ随ヒ当事務局ニ於テハ熟練工及進駐軍ト直接契約ニ依リ雇傭セラレタル労働者ノ賃銀支払ノ為メ準備完了シ居タルモ当日支払ヲ受ケタルモノ僅カニ數組ニ過ギザリシ状態ナリシガ其ノ後本旨令ノ徹底ニ伴ヒ之ガ支払ハ毎土曜日順調ニ行ハレツ、アリ 尚元海軍工廠施設部及技術廠等ニ於テ終戦後引続キ元職場ニ留マリ進駐軍ニ労働ヲ提供シツ、アル海軍関係工員ニ対シテハ其ノ復員ト共ニ当事務局ヨリ支払ヲ受ケシムルコト、ナリ居レルガ又市役所其ノ他官公署直屬ノ工員ノ賃銀ノ不均衡ニ関シテハ関係官公署ニ於テ研究セシムルコト、セリ

以上当事務局ニ於ケル労働供給ノ概況ヲ申述ベタル次第ナルガ本件ニ関シテハ別号詳細報告申進スルコト、致シ度ク為念申添フ

(以下略)

(「各地方軍政状況報告関係綴」(昭和二十年)外務省外交史料館蔵)

(「注一」本官とは終戦連絡横須賀事務局局長高岡領一郎をさす。

(「注二」附録一省略。

### ハ アメリカ合衆国進駐軍軍人宿舍勤務誓約書

#### 誓約書

今般市役所ノ御斡旋ニ依リ米國進駐軍將校宿舍ニ就職致スコト、相成候処先方ノ申付通り誠実ニ勤務シ国ノ名譽ト日本人ノ信用ヲ失墜致サ、ル様心掛クルハ勿論斡旋者タル市御当局ニ対シテ御迷惑等ノ相掛ラザル様充分戒心留意致スベク茲ニ保証人連署ノ上誓約仕候也  
昭和二十年九月五日

横須賀市○○○○○

本人○○○○(印)

横須賀市○○○○○

保証人○○○○(印)

横須賀市長 梅津芳三殿